

保育所における自己評価ガイドライン



厚生労働省

平成21年3月

はじめに

平成20年3月に告示された保育所保育指針（以下、「保育指針」という。）において、保育士等及び保育所の自己評価並びにその公表が努力義務として位置付けられました。

既に、平成12（2000）年以降、福祉サービスの質の向上のための評価や利用者への情報提供等が社会福祉法において規定され、児童福祉施設である保育所においても、同様に求められてきたところです。

地域社会における公的な保育施設として、その運営や保育内容等について利用者（保護者）や地域住民に十分説明することは、保育所の重要な役割です。今般の保育指針においてもこうした保育所の説明責任や社会的責任が強調されており、各保育所が常に自らの保育を改善していくことはもちろんのこと、自己評価の取組を踏まえ、これに基づく根拠のある説明を対外的にしていけることが必要とされています。

一方、保育指針の告示と同時に策定した「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」には、保育所の自己評価の推進と評価の充実について明記したところです。その中で、国は、「保育士等及び保育所の自己評価に関するガイドラインを作成する」としており、これを受け、関係者による協議等を踏まえ、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課でまとめたものが本ガイドラインです。

保育指針の施行とともに、全国の保育所において、本ガイドラインを活用することにより、保育所における養護と教育の充実に資する自己評価の取組みが、積極的に行われることが期待されます。また、各保育所がこれまでの保育所としての実績や自己評価の取組を踏まえ、職員間の協働性を高めながら、保護者や地域社会の信頼を得ていくことが望まれます。

また、今後、本ガイドラインを踏まえ、第三者評価についても改善を進めていく予定です。

保育所における評価のさらなる充実・改善に向けて、関係者からの積極的な提言を期待するところです。

平成21年3月

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局保育課長

今 里 讓

目 次

はじめに

1	保育所における自己評価の基本的考え方	1
2	保育所における自己評価の目的及び定義	2
	(1) 保育士等の自己評価の目的及び定義	
	(2) 保育所の自己評価の目的及び定義	
	(3) 自己評価の観点	
3	自己評価の展開	4
	(1) 自己評価の理念モデル	
	(2) 自己評価の具体的展開	
	A: 保育士等の個々の実践の振り返りを最大限に生かす方法	
	B: 日誌やビデオ等の記録をもとに多様な視点から振り返る方法	
	C: 既存の評価項目を利用して振り返る方法	
4	結果の公表と情報提供	12
	(1) 結果の公表の意義	
	(2) 公表の方法	
	別添：自己評価の観点	14

関係法令等：保育所保育指針 第4章

社会福祉法第75条 第1項

社会福祉法第78条 第1項

児童福祉法第48条の3

保育所における質の向上のためのアクションプログラム

1 保育所における自己評価の基本的考え方

- 乳幼児期は、子どもが生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、一人一人の子どもがどのように守られ、育てられ、子ども時代にふさわしい経験を積むかは、その後の成長・発達に大きく関わります。
このため、保育所においては0歳から6歳までの子どもの健やかな育ちを見通しながら保育にあたり、常に自らの保育を振り返り、子どもへの理解を深め、保護者との信頼関係を築いていくことが求められます。
- 自らの保育を職員間で振り返ることにより行われる保育所の自己評価は、乳幼児期の子どもの成長・発達を支える保育の専門機関として、一人一人の子どもの経験の内容を的確にとらえ、保育の充実を図るために行われます。
- 子ども自らが環境に関わりながら自信をもってその人生を歩んでいくことができるよう自己評価の取組を通して、保育の質の向上を図っていくことは保育所の責務です。
- 保育士等による保育内容の自己評価は、保育指針を基盤として、各保育所が編成する保育課程やそれに基づく指導計画に沿って自らの保育を振り返ることが基本となります。保育の計画、実践、評価、改善という一連の流れを構造的にとらえながら、全職員が見通しを持って組織的に取り組んでいくことが必要です。
- 保育所の自己評価は、保育士等職員一人一人の自己評価が基盤となって行われます。その際、保育の記録や各自の自己評価を、研修やカンファレンス（事例検討や協議等）を通して確認し、話し合うなかで、取組みの結果や保育所の課題について共通認識を深めていきます。職員の協働性を高めながら、課題意識をもって次の保育の計画に活かしていくことや、保育所の組織としての機能を高めていくことが重要です。
- 保育所の保育の質の向上は、保育士等の自己評価に基づく保育所の自己評価が組織的かつ継続的に取り組まれる過程で図られていきます。自己評価の観点をもって保育を振り返り、子どもの成長を見通しながら、継続的に取り組んでいくことが必要です。

- 保育所が、自己評価の取組を基盤に、第三者評価など外部評価を受けることは、評価に客観性を増し、保育所の説明責任をより一層適切に果たすことにつながります。
- 保育の内容等の自己評価を保護者や地域社会等に公表することは、保育所が社会的責任を果たす上で、たいへん重要です。公表を通して様々な人との関わりが生まれ、そのなかで、自らの保育の充実を図っていくことが期待されます。

2 保育所における自己評価の目的及び定義

(1) 保育士等の自己評価の目的及び定義

- 保育士等の自己評価について、保育指針では以下のように定義されています。

「保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない」(第4章「保育の計画及び評価」の2.「保育内容等の自己評価」(1)「保育士等の自己評価」ア)。

- 保育士等の自己評価は、自らの保育実践を振り返ることと、保育を通して子どもが変容する姿をとらえ振り返ることと、この両面から行われます。その際、保育士等による環境構成等と子どもの経験の関連性に留意することが大切です。また、「子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程などに十分配慮」(同イ(ア))しなければなりません。
- 保育士等は、子どもの発達や保育環境に関わる専門性を発揮して、養護と教育に係る保育の内容が具体的にどう展開していくかについて、記録などを通し、明確にしていくことが求められます。
- 保育士等は、園内研修などを通して各々の自己評価に基づき、自分たちの保育のよさや課題を確認し、保育所の自己評価について協議していきます。自己評価が自己完結的なものとならず、保育の質の向上に結びつくよう職員の協働が求められます。

(2) 保育所の自己評価の目的及び定義

- 保育指針では、保育所の自己評価について、以下のように規定されています。

「保育所は、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価結果を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない」(第4章「保育の計画及び評価」の2.「保育内容等の自己評価」(2)「保育所の自己評価」ア)。

- 保育所では、保育指針を踏まえた保育課程を編成し、それに基づく指導計画を作成します。計画(Plan)に基づき実践し(Do)、その実践を評価し(Check)、改善(Action)に結び付けていくというP D C Aの循環の継続が重要であり、これらの連動のなかで保育の質と職員の協働性が高められていきます。
- 施設長のリーダーシップの下、組織的・継続的に実践を評価し検証することにより保育の改善のための課題や方策が明確になります。
- 保育所が自己評価の結果や改善に向けて取り組む過程などを保護者や地域住民等に伝えることにより、保育所の施設運営の透明性を高め、保護者等からの信頼を得ることが期待されます。
- 保育所の自己評価を通して、保育所の保育実践を見直しながら、子どもの保育と保護者支援を担う専門性を高めていくことが重要です。

(3) 自己評価の観点

- 保育の自己評価は、各保育所が、保育理念や方針、また、子どもの発達過程を踏まえて編成した保育課程やそれに基づく指導計画による保育実践から導かれていくものであり、評価項目だけが独立して成り立つものではありません。
- 保育の計画に基づく実践の展開を、一定の観点をもって振り返ることが自己評価の基本であり、保育士等が日常的かつ継続的にこれに取り組むことによって評価の観点がより明確になります。保育所の評価項目の設定は、保育士等のこのような取組のなかで行われることが望まれますが、特に、その過程を保育所全体で確認し、保育指針に沿って協議していくことが重要です。

- 自己評価においては、各保育所が主体的に取り組むことを最大限尊重すべきです。このため、本ガイドラインでは、具体的な評価項目ではなく、これを導くための「自己評価の観点」（別添1）や具体的展開等について示しています。
- 「自己評価の観点」は、保育所の日々の実践や保育内容の根幹となる4つの柱、すなわち、Ⅰ．保育理念、Ⅱ．子どもの発達援助、Ⅲ．保護者に対する支援、Ⅳ．保育を支える組織的基盤を示し、それぞれに項目を立てて、自己評価の観点を明確にしています。これらと保育指針との関連を捉え、各保育所で、具体的な評価項目を設定することが重要です。
- 自己評価の取組の前提として、保育指針に基づく自己評価の観点を捉えながら、常に実践と照らし合わせる必要があります。保育所全体で積極的に取り組むことが望まれます。

3 自己評価の展開

（1） 自己評価の理念モデル

- 図1は、保育の計画（P）－実践（D）－評価（C）－改善（A）からなる循環的なシステムの理念モデルを示したものです。この一連の流れは、保育士等個人によって行われるものと保育所（組織）として行われるものとのが、相互に関連しながら絶えず営まれていくことを想定しています。
- このPDCAにより構成される循環的なシステムは、ひとつのサイクルとして完結するものではなく、そこからより発展していくらせん状の過程を表しています。この循環により、保育士等の専門性の向上とともに保育所全体における保育の質の向上が図られていきます。